

第7次栽培漁業基本計画策定について

1 栽培漁業基本計画とは

栽培漁業基本計画とは、正式名を「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」といい、各都道府県や漁業者等が栽培漁業に取り組むにあたっての基本的な事項を定める長期計画です。

栽培漁業基本計画は、昭和59年度に第1次計画が告示されて以降、これまで概ね5年ごとに改訂を行っています。

2 第7次計画の概要

平成29年度から33年度までの5ヶ年間は、主に次の4点の施策を展開し、栽培漁業を進めてまいります。

- ①引き続き、漁業収益向上に貢献しているヒラメ、アワビの種苗生産・放流及び資源増大が望まれる鹿島灘はまぐり、ソイ類の技術開発に取り組む。
- ②新たな栽培対象魚種として、本県沿岸の重要魚種であるマコガレイの種苗量産技術開発に取り組む。
- ③放流種苗の育成場である藻場の保全、回復のための漁場整備や漁業者等が取り組む環境保全活動との連携を推進する。
- ④資源管理型漁業との連携により、放流した種苗を取り残し、再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」を推進する。

表1 目標とする生産・放流数量

水産動物名	生産・放流する数量	生産・放流時の大きさ
ヒラメ	85万尾	全長100mm
ソイ類	2万尾	全長30mm
マコガレイ	20万尾	全長30mm
アワビ	30万尾	殻長35mm
鹿島灘はまぐり	1,000万個	殻長2mm

表2 計画概要

